

昭和二十五年大蔵省令第四十五号

国家公務員等の旅費支給規程

国家公務員等の旅費に関する法律の規定に基づき、国家公務員等の旅費支給規程を次のように定める。

(附属の島)

第一条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律百十四号。以下「法」という。)

第二条 第一項第四号に規定する「附属の島」とは、本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。

(旅行取消等の場合における旅費)

第二条 法第三条第六項の規定により支給する旅費の額は、法第四十六条第二項の規定に基づき財務大臣に協議して定める旅費の額を支給する場合を除き、左の各号に規定する額による。

- 一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について法により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。
- 二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について法により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額
- 三 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について法により支給を受けることができた額の範囲内の額

第三条 法第三条第七項の規定により支給する旅費の額は、左の各号に規定する額による。但し、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第一条 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。)を含む。以下本条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため法の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合に、前号に規定する額から喪失を免が

れた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(旅行命令等の通知)

第三条の二 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、できるだけすみやかに当該旅行命令簿等を支出官等に提示しなければならない。

(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式)

第四条 法第四条第四項に規定する旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式は、別表第一による。

(路程の計算)

第五条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、左の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- 一 鉄道 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- 二 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程
- 三 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

前項第一号又は第二号の規定により路程を計算し、前項第三号の規定に準じて計算することができる。

第一項第三号の規定による陸路の路程を計算する場合に、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所にも最も近いものを起点とする。

陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。

前二項の規定により陸路の路程を計算した場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前五項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

第六条 旅行者が、法第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合に

は、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式)

第七条 法第十三条第一項に規定する旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式は、左の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。

一 第二号から第七号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、別表第二の第一号様式による旅費請求書。但し、法第三条第一項に規定する赴任に係る旅費及び法第二十五条又は第三十八条(法の他の条文においてこれらを準用する場合を含む。)に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、別表第二の第二号様式による旅費請求書

二 法第二十六条に規定する日額旅費又は法第二十七条(法第四十二条において準用する場合を含む。)に規定する在勤地内旅行の旅費(移転料を除く。)を請求する場合には、別表第二の第三号様式による旅費請求書

三 法第四十一条に規定する旅行手当を請求する場合に、別表第二の第四号様式による旅費請求書

四 法第三十条に規定する旅費又は法第四十条に規定する死亡手当を請求する場合には、別表第二の第五号様式による旅費請求書

五 法第三十六条に規定する旅費を請求する場合には、別表第二の第六号様式による旅費請求書

六 法第三条第七項に規定する旅費を請求する場合には、別表第二の第七号様式による旅費請求書

七 概算に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算に係る旅費額と同一である場合には、別表第二の第八号様式による旅費精算請求書

前項各号に定める旅費請求書及び旅費精算請求書は、当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて、当該請求書に代えることができる。

法第十三条第一項に規定する旅費請求書に添付すべき資料は、別表第三に掲げる資料とする。

法第十三条第五項に規定する電磁的方法は、各庁の長が定める方法とする。

(旅費の請求手続)

第八条 法第十三条第二項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除く外、旅行の完了した日の翌日から起算して二週間とする。

法第十三条第三項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して二週間とする。

法第十三条第四項に規定する給与の種類は、一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(同法第十四条の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当、又はこれらに相当する給与とする。

(在勤地内旅行の旅費)

第九条 法第二十七条第一号に規定する基準は、左の各号に掲げるものとする。

一 旅行が、行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は引き続き五時間以上八時間未満の場合には、日当の定額の三分の一に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額)

二 旅行が、行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合には、日当の定額の二分の一に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額)

前項の規定は、法第四十二条において法第二十七条第一号を準用する場合において準用する。

(特定航空旅行)

第九条の二 法第三十四条第一項第一号に規定する長時間にわたる航空路による旅行として財務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 本邦と次の地域を除いた地域との間の航空旅行 インドネシア、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャン

この省令は、公布の日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附則（昭和三二年六月一日大蔵省令第四六号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十二年六月一日以後に出発する旅行から適用する。

2 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の規定により暫定手当が支給される間は、改正後の国家公務員等の旅費支給規程第八條第三項の規定中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」として、同項の規定を適用する。

附則（昭和三七年四月二四日大蔵省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十七年五月一日以後に出発する旅行から適用する。

附則（昭和三八年三月二五日大蔵省令第一〇号）

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附則（昭和四〇年三月八日大蔵省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十年一月一日以後に出発する旅行から適用する。

附則（昭和四〇年一月二三日大蔵省令第六八号）

この省令は、昭和四十一年一月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附則（昭和四一年六月一七日大蔵省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年六月二日大蔵省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則（昭和四二年一月二二日大蔵省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年六月二六日大蔵省令第三六号）

この省令は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（昭和四四年五月九日大蔵省令第三〇号）抄

1 この省令は、昭和四十四年五月十日から施行する。

2 改正前の別表第二（第一号様式（甲））旅費概算精算請求書、別表第一（第二号様式（甲））旅費概算精算請求書、別表第二（第一号様式（乙））第二号様式（乙）、別表第二（第三号様式（甲））旅費概算精算請求書、別表第二（第三号様式（乙））及び別表第二（第七号様式）旅費請求書の用紙は、当分の間、これを取りつくりの使用することができる。

附則（昭和四五年一月二二日大蔵省令第七三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十五年十二月十六日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則（昭和四六年二月六日大蔵省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年一月二十五日以後に出発する旅行から適用する。

附則（昭和四七年三月二九日大蔵省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月二十一日以後に出発する旅行から適用する。

附則（昭和四七年五月一三日大蔵省令第四一〇号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附則（昭和四八年五月二日大蔵省令第三〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）第十條及び別表第三の第六の規定は、昭和四十八年四月一日以後に完了する旅行から適用し、新規程第十八條の規定は、昭和四十八年四月一日以後に出発する旅行及び同日以前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日以前の期間に対応する分及び同日以前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正前の別表第二（第一号様式（甲））旅費概算精算請求書の用紙は、当分の間、これを取りつくりの使用することができる。

附則（昭和五〇年一月七日大蔵省令第四四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）は、次項に定めるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行については適用し、施行日前に完了する旅行については、なお従前の例による。

3 新規程第十三條、第十七條及び第十八條の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附則（昭和五四年三月三十一日大蔵省令第二号）

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、別表第二の規定並びに次項及び第四項で定めるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行については適用し、施行日前に完了する旅行については、なお従前の例による。

3 新規程第十七條の規定（着後手当に係る部分及び次項の定めるものを除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

4 サン・フランシスコを旅行先とする旅行に係る新規程第十七條の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則（昭和五六年四月一五日大蔵省令第二〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）第十七條の規定は、次項で定めるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行については、なお従前の例による。

て適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新規程第十七條の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附則（昭和五八年四月三〇日大蔵省令第二五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費支給規程（次項において「新規程」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行については適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新規程第十七條及び第十八條の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附則（昭和五九年四月二四日大蔵省令第一七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、次項及び第四項に定めるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行については適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新規程第十七條から第二〇条までの規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

4 キンシャサ、ラゴス及びリールヴィルを旅行先とする旅行については、前項の規定にかかわらず、新規程第十七條の規定は施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例により、施行日

前に受けていた旅費と同額の旅費を支給することとする。

附 則 (昭和六〇年二月二二日大蔵省令第六〇号)

- この省令は公布の日から施行する。ただし、「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の国家公務員等の旅費支給規程の規定は、この政令の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六十二年三月二七日大蔵省令第二号) 抄

- (施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年四月六日大蔵省令第四三九号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年四月一三日大蔵省令第一九号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年九月一九日大蔵省令第四三三号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月二四日大蔵省令第五三三号)

- この省令は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成四年二月二六日大蔵省令第三三三号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年四月三日大蔵省令第二一四号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月二四日大蔵省令第九号)

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。
- この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成八年四月五日大蔵省令第二五五号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月一九日大蔵省令第八八号)

- この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月三一日大蔵省令第四三三三号)

- この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 改正後の国家公務員等の旅費支給規程の規定は、この省令の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年八月二二日大蔵省令第六九九号)

- この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第百八十一条第一項、第百八十二条第一項(改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替える部分に限る。)及び第二項並びに第百八十三条第一項の規定は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成十四年五月二四日財務省令第三五五号)

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令による改正後の国家公務員等の旅費支給規程の規定は、平成十四年五月二十日から適用する。

附 則 (平成十五年三月三一日財務省令第四八八号) 抄

- (施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

第十号 (旧書式の使用)

- この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一六年一〇月二八日財務省令第六六号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月六日財務省令第七号)

- この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 第一条による改正後の国家公務員等の旅費支給規程第十四条及び第十五条の規定は、この省令の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年七月五日財務省令第四九号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日財務省令第七号)

- この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日財務省令第五七号) 抄

- (施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二三日財務省令第九号)

- この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一〇日財務省令第二二二号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日財務省令第一四四号)

- この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二二日財務省令第七号)

- この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月一日財務省令第五三三号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一号) 抄

- (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第十号 (経過措置)

- この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年四月一日財務省令第三五五号)

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年六月一五日財務省令第四九号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二五日財務省令第九一〇号)

- (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第十号 (経過措置)

- この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別表第二（第一号様式（乙）） 第二号様式（乙）

別表第二（第一号様式（乙）） 第二号様式（乙）

年月日	出発地	到着地	寄泊地	所要時間	航空運賃		船舶運賃		陸路運賃		特別運賃		航空貨物		船舶貨物		陸路貨物		その他		
					基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃
合 計																					

備考 1. 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
 2. 航空貨物、船舶貨物の欄については、省略することができる。
 3. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

用紙方法 日本郵政規格A用紙

別表第二（第三号様式（甲））

別表第二（第三号様式（甲））

支出官等	請求者	所 属 部 局 職 種		職 務 の 級 別	氏 名	印 影 照 付 有 無							
		部 局	職 種										
年月日	出発地	到着地	寄泊地	所要時間	航空運賃	船舶運賃	陸路運賃	特別運賃	航空貨物	船舶貨物	陸路貨物	その他	備考
合 計													

備考 1. 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
 2. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

用紙方法 日本郵政規格A用紙

別表第二（第三号様式（乙））

別表第二（第三号様式（乙））

年月日	出発地	到着地	寄泊地	所要時間	航空運賃		船舶運賃		陸路運賃		特別運賃		航空貨物		船舶貨物		陸路貨物		その他	
					基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料	基本運賃	附加料
合 計																				

備考 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

用紙方法 日本郵政規格A用紙

別表第二（第四号様式）

別表第二（第四号様式）

支出官等		所 属 部 局 職 種		氏 名		印 影 照 付 有 無	
請求者	氏名	部 局	職 種	氏 名	印 影 照 付 有 無	氏 名	印 影 照 付 有 無
請求金額		円		円		円	
算 込	航空貨物	円	船舶貨物	円	陸路貨物	円	その他
出 払	航空貨物	円	船舶貨物	円	陸路貨物	円	その他
根 拠	航空貨物	円	船舶貨物	円	陸路貨物	円	その他
拠 出	航空貨物	円	船舶貨物	円	陸路貨物	円	その他
拠 出	航空貨物	円	船舶貨物	円	陸路貨物	円	その他
上記のとおり監査を請求します。		令和	年	月	日	備考	
上記の金額を徴収しました。		令和	年	月	日	備考	

備考 1. 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
 2. 必要があるときは、各欄の配置に、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

用紙方法 日本郵政規格A用紙

別表第二（第五号様式）

別表第二（第五号様式） 旅費請求書

支出官等	旅費請求者の確認	算出根拠
請求者	氏名	
請求者	職階	
請求者	官職	
請求者	職務の氏名	
請求者	請求者との続柄	
上記のとおり旅費を請求します。令和 年 月 日 上記の金額を領収しました。令和 年 月 日		備考

用紙寸法 日本郵政規格A列4

備考 1. 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第二（第六号様式）

別表第二（第六号様式） 旅費請求書

支出官等	旅費請求者の確認	請求事由
請求者	氏名	
請求者	職階	
請求者	官職	
請求者	職務の氏名	
請求者	請求者との続柄	
上記のとおり旅費を請求します。令和 年 月 日 上記の金額を領収しました。令和 年 月 日		備考

用紙寸法 日本郵政規格A列4

備考 1. 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第二（第七号様式）

別表第二（第七号様式） 旅費請求書

支出官等	旅費請求者の確認	請求事由
請求者	氏名	
請求者	職階	
請求者	官職	
請求者	職務の氏名	
請求者	請求者との続柄	
上記のとおり旅費を請求します。令和 年 月 日 上記の金額を領収しました。令和 年 月 日		備考

用紙寸法 日本郵政規格A列4

備考 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第二（第八号様式）

別表第二（第八号様式） 旅費精算請求書

支出官等	旅費精算請求者の確認
請求者	氏名
請求者	職階
請求者	官職
請求者	職務の氏名
請求者	請求者との続柄
上記のとおり令和 年 月 日付旅費精算請求書の計算内容と同じである。	
上記のとおり令和 年 月 日付旅費精算請求書に基き旅費を精算します。	
令和 年 月 日	

用紙寸法 日本郵政規格A列4

備考 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第三

第一 第七条第一項第一号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	第一 法第三十二条第一号運賃の等級及び額を証 明する資料 第二号若しくは第三号明するに足る資料 に規定する運賃、法第三 十三号第一号若しくは第 三十三号に規定する運賃又は 法第三十四号第一項第一 号、第二号若しくは第三 号に規定する運賃
第二 法第十七号第一項公務上の必要を証明す る資料及びその支払を 、法第三十二号第四号に証明するに足る資料 規定する運賃若しくは同 条第五号に規定する急行 料金若しくは寝台料金、 法第三十三号第三号に規 定する運賃若しくは同条 第四号に規定する寝台料 金又は法第三十四号第一 項第四号に規定する運賃	第二 法第十七号第一項公務上の必要を証明す る資料 第三 法第十八号に規定す る航空賃 第四 法第十九号第一項但 書に規定する車賃 第五 法第三十四号第二項 に規定する車賃 第六 法第二十八号第一項 公務上の必要又は天災 第二号（法第四十三号に おいて準用する場合を 含む）に規定する鉄道賃、 その支払を証明するに 足る資料 第七 法第二十条第二項 （法第三十五号第四項に おいて準用する場合を 含む）の規定による宿泊 の場合における日当又は 法第二十一条第二項（法 第三十五号第四項におい て準用する場合を含む） に規定する宿泊料

八 法第二十二号又は法 第三十五号第三項に規定 する食卓料	九 法第二十三号又は法 第三十六号に規定する移 転を証明する資料の外、 法第二十三号第三項の 規定に該当する場合に はその期間延長の許可 を証明するに足る資料、 法第三十六号第三項の 規定に該当する場合に は、その移転の許可を 証明するに足る資料
十 法第三十九号の二に 規定する旅費	十一 法第二十五号又は 法第三十八号に規定する 扶養親族移転料
十二 法第二十九号又は 法第四十四号に規定する 旅費	十三 法第三十条第四項 又は法第四十五号に規定 する旅費
十四 法第四十七号第一 項に規定する旅費	十五 外国旅行の旅費
その支払を証明するに 足る資料	その支払を証明するに 足る資料
外国在勤地において又 は旅行中に退職等とな つたこと、退職等の事 由、退職等を知つた日 にいた地及び所定の期 間内に帰住又は退職等 に伴う旅行をしたこと を証明する資料	職員の死亡、遺族であ ること及びその帰住を 証明する資料
法第三十六号第三項の 規定に該当する場合に は、その移転の許可を 証明するに足る資料	法第三十六号第三項の 規定に該当する場合に は、その移転の許可を 証明するに足る資料
その支払を証明するに 足る資料	その支払を証明するに 足る資料
扶養親族であること並 びにその年齢及び移転 を証明する資料の外、 第三十八号第一項第二 号の規定に該当する場 合には、その移転の許 可を証明するに足る資 料	前各号に掲げるもの 外、毎日の行程、宿泊 地名及び宿泊施設名、 搭乗した列車、船舶又 は航空機の路線名及び それらの発着時刻等を 記載又は記録した旅行 日記

第二 第七条第一項第二号に規定する旅費請求 書に添附すべき資料	第一 法第二十七号第二号公務上の必要又は天災 （法第四十二号においてその他やむを得ない事 準用する場合を含む。） に規定する宿泊料
第二 法第二十七号第三号第一の六に掲げる資料 （法第四十二号において 準用する場合を含む。） に規定する船賃、車賃	第三 法第二十七号第一項第三号に規定する旅費請求 書に添附すべき資料
第四 法第二十七号第一項第四号に規定する旅費請求 書に添附すべき資料	第五 法第二十七号第一項第五号に規定する旅費請求 書に添附すべき資料
第六 法第二十七号第一項第六号に規定する旅費請求 書に添附すべき資料	第七 法第二十七号第一項第七号に規定する旅費請求 書に添附すべき資料
職員の死亡、その死亡地及び遺族で あることを証明する資料	職員の死亡、その死亡地及び遺族で あることを証明する資料
損失額、旅行命令等の取消又は旅費の支給を受 けることができる者の死亡及び扶養親族である ことを証明する資料	損失額、旅行命令等の取消又は旅費の支給を受 けることができる者の死亡及び扶養親族である ことを証明する資料
交通機関の事故又は天災その他財務大臣が定め る事情により旅費額を喪失した事及び喪失額 を証明する資料	交通機関の事故又は天災その他財務大臣が定め る事情により旅費額を喪失した事及び喪失額 を証明する資料